

○山口県立自然観察公園条例（平成13年 山口県条例第5号）

（設置）

第1条 野鳥その他の野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての県民の理解を深めるため、自然観察公園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 自然観察公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県立きらら浜自然観察公園	山 口 市

（業務）

第3条 山口県立きらら浜自然観察公園（以下「自然観察公園」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 野生動植物との触れ合いの機会の提供に関すること。
- 二 野生動植物の観察の指導に関すること。
- 三 野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、自然保護についての県民の理解を深めるために必要な業務に関すること。

（開園日）

第4条 自然観察公園は、次に掲げる日を除き、毎日開園する。

- 一 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日）
- 二 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園することができる。

（開園時間）

第5条 自然観察公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開園時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の手続)

第6条 自然観察公園の施設のうち別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の定める手続によらなければならない。

(使用の拒否)

第7条 知事は、自然観察公園を使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号いずれかに該当するときは、その使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第8条 使用者は、自然観察公園の施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 自然観察公園の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第4条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
 - 三 第5条第2項の規定により、同条第1項の開園時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第7条の規定により、自然観察公園の使用を拒むこと。
 - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第4条第1項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - 3 指定管理者は、第1項第三号の規定により第5条第一項の開園時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が自然観察公園の管理に関する事務を行う場合における第7条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第10条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第1項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、自然観察公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、自然観察公園を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、自然観察公園の効用を十分に発揮するとともに、自然観察公園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第4項に規定する審査の結果、応募者のうち自然観察公園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第1項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第1項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第11条 知事は、第9条第1項の規定による指定をするときは、個人情報(山口

県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）第2条第1項に規定する個人情報（第9条第1項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（利用料金）

第12条 別表に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に10分の8を乗じて得た額から当該基準額に10分の12を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（知事による管理の業務の実施）

第13条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて自然観察公園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により自然観察公園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定にかかわらず、自然観察公園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第1項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）の規定の例により、別表に掲げる施設の使用につき、同表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

（その他）

第14条 この条例に定めるもののほか、自然観察公園の管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（平成１７年７月１２日）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県立自然観察公園条例（以下「改正前の条例」という。）第７条の規定に基づき委託している自然観察公園の管理に関する事務及び改正前の条例第８条第１項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成１８年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

別表(第６条、第１２条、第１３条関係)

項	施設の名称	単 位	基準額
		一人につき	二百円
一	ビジターセンター	備考 一 ２０人以上の団体で使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に１００分の８０を乗じて得た額とする。 二 １９歳未満の者又は１９歳以上の者で学校教育法(昭和２２年法律第２６号)に規定する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の生徒であるものが使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。 三 学校教育法に規定する学校(大学を除く。)、主として１９歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。	

○山口県立自然観察公園規則（平成１３年山口県規則第８９号）

（趣旨）

第１条 この規則は、山口県立自然観察公園条例（平成１３年山口県条例第５号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、山口県立きらら浜自然観察公園（以下「自然観察公園」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第２条 条例第１０条第２項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第３条 条例第１０条第３項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 自然観察公園の管理に係る事業計画

２ 条例第１０条第３項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあっては、登記事項証明書
- 三 自然観察公園の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定の公示）

第４条 条例第１０条第８項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口

県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第5条 自然観察公園を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、自然観察公園の設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 自然観察公園の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が自然観察公園の管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、自然観察公園の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。